

指導上の政治的中立の確保等に関する留意点

教育基本法等関連部分抜粋及び解説

1. 学校における政治的中立性の確保

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

【規定の趣旨】

(1) 教育基本法第14条は、第1項において国家・社会の諸問題の解決に国民一人ひとりが主体的に参画していくことがますます求められる中、とりわけ民主主義社会においては政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定している。一方で、第2項は、「公の性質」を有する学校においては、その政治的中立性を確保するため、教育内容に一党一派の政治的な主義・主張が持ち込まれたり、学校が政治的活動の舞台となるようなことは厳に避け

なくてはならないことから、学校教育における党派的政治教育の禁止を規定するものである。

【第1項用語解説】

(1)「公民」

日本国憲法は、主権が国民に存することを宣言し、国政の権力は国民の代表者がこれを行使することを明らかにしており、この基礎の上に真の民主主義政治の実現を図るためには、国民一人ひとりの政治的教養と徳性の向上が必要である。

「公民」とは、最も広い意味においては、「社会団体の一員として、積極的に社会を形成していく場合の国民」ということができるが、本条にいう「公民」とは、人が社会を形成していく関係に、政治的、経済的及び社会的生活の3つがあるうち、政治的な観点からとらえる場合の国民を指すものと解されている。

(2)「良識ある公民として必要な政治的教養」

この政治的教養とは、①民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、②現実の政治の理解力、およびこれに対する公正な批判力、③民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などであり、単に、知識として身に付けるにとどまるものではないと解されている。

今後、国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わっていく意識や態度を涵養することが重要であるが、その際、良識ある公民として必要となる基礎的かつ不可欠なものとして、政治的教養を養うことが必要である。

(3)「教育上尊重されなければならない」

教育を行うに当たって、政治的教養が適切に養われるように努めるべき旨を示すものである。

第2項においていわゆる党派的政治教育を禁止する一方で、国家・社会の諸問題の解決に主体的に関わっていくため、それらの形成者として必要な政治的教養を養うことが重要であり、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場において養われることが望まれる。また、教育行政の面からいえば、そのような条件を整えていくことが必要である。

【第2項用語解説】

(1)「法律に定める学校」

学校教育法第1条に定める学校および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する「幼保連携型認定こども園」を指し、国立、公立、私立であるかを問わない。

※学校教育法第1条に定める学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（平成28年4月1日以降）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校である。

(2) 「政党」

政治的な目的を有し、その目的達成のために政治的な活動をする結社または政治団体をいう。

なお、政治資金規正法では、この意味における政党を「政治団体」とし、そのうち当該政治団体に所属する国会議員を5人以上有するもの等の要件を満たすものを同法上の「政党」と定めているが、本条における「政党」については、学校が政治的に中立であるべきこと等に鑑み、一般的な意味での「政党」として広く解することが適当である。

(3) 「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」

直接・間接を問わず、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、すなわち党派的政治教育をいう。したがって、学校教育において、ある政党の政策や主張を支持ないし反対するよう教育を行う場合などは本項により禁止される。

なお、教員が政治的教養に関する教育を行う場合、党派的な主張や政策に触れることはあり得ることであり、各政党の政策等を批評することが直ちに本項に抵触するものではないが、その場合には、他の考え方や見方を紹介したり、異なる見解を示した複数の資料を使用したりするとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意しなければならない。

(4) 「その他政治的活動」

「政治的活動」とは、その行為の目的が政治的意義を持ち、その効果が政治に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような行為をいい、特定の政党との関係の有無にかかわらず。

2. 教育公務員の政治的行為の制限

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（政治的行為の制限）

第百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、

あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2・3 (略)

【規定の趣旨】

(1) 公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務すべき職責があり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要がある。そのため、国家公務員については国家公務員法において、地方公務員については地方公務員法において、それぞれ政治的行為の制限が規定されている。

(2) 教育公務員については、まず、教育基本法第14条第2項等における教育の政治的中立性の原則（教育基本法関連部分の解説参照）に基づき、特定の政党の支持または反対のための教育や政治的活動をすることが禁止されている。教育基本法第14条は、学校教育における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政治的中立を確保しようとするものであるが、それを具体化するものの一つとして、教育公務員特例法（以下「教特法」という）第18条第1項は、教育公務員の政治的行為の制限は、国家公務員の例によるとしている。これは、地方公務員ではあるものの、教育を通じて国民全体に奉仕するという教育公務員の職務と責任の特殊性に鑑み、その政治的行為の制限は、国家公務員と同等とすることとしたものである。政治的行為の制限について、地方公務員法と教育公務員法を比較すると、地方公務員の場合は地域を限定して制限されるのに対し、教育公務員の場合は全国的に制限されることとなる。また、制限される行為についても、地方公務員に比べ、教育公務員の場合は、国家公務員法第102条および人事院規則で定められた政治的行為が制限されることとなり、制限の内容が厳しくなっている。

(3) 上記の趣旨に関しては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙、統一地方選挙に際し、文部科学省より各都道府県、指定都市の教育委員会に対し、教職員等の選挙運動の禁止等について通知しているところであり、教職員においては、関係法令を遵守して教育活動に当たることが求められている。

【用語解説】

「教育公務員」

教特法第2条において、「教育公務員」とは、地方公務員のうち、公立学校（学校教育法第1条に規定する学校等であって、地方公共団体が設置するもの）の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常時勤務者および再任用の短時間勤務者）等とされている。政治的行為の制限については、地方公務員の身分上の義務であるため、職員としての身分を有する在籍専従者や休職中の職員についても適用されることに注意が必要である。なお、臨時的任用の教諭、講師等は「教育公務員」に含まれるが、非常勤職員は含まれない。

【禁止される具体的な目的・行為】

(1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、「国家公務員の例による」こととされており、国家公務員法第102条第1項に基づき、政党または政治目的のために、寄附金等を求めたり、受領したり、それらの行為に関与したりすることや、人事院規則14-7で定める政治的行為をしてはならないとされている。人事院規則14-7では、①政治的目的をもって、②政治的行為をすることが禁じられており、概略は以下のとおりとなっている。

①政治的目的

- 国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、特定の候補者を支持しまたはこれに反対すること
- 特定の政党その他の政治的団体を支持しまたはこれに反対すること
- 特定の内閣を支持しまたはこれに反対すること
- 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張しまたはこれに反対すること
- 国の機関または公の機関において決定した政策の実施を妨害すること
- 地方公共団体の条例の制定または改廃を成立させまたは成立させないこと

②政治的行為

- 政治的目的のために職名、職権またはその他の公私の影響力を利用すること
- 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供しまたは提供せずその他政治的目的を持つ何らかの行為をなしまたはなさないことに対する代償または報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関して何らかの利益を得もしくは得ようと企てまたは得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企てまたは与えようとおびやかすこと
- 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費またはその他の金品を求めもしくは受領しまたは何らかの方法をもってするを問わずこれらの行為に関与すること
- 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費またはその他の金品を国家公務員に与えまたは支払うこと
- 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加しもしくはこれらの行為を援助しまたはそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割を持つ構成員となること
- 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるようにまたはならないように勧誘運動をすること
- 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布しまたはこれらの行為を援助すること
- 政治的目的をもって、国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、投票するようにまたはしないように勧誘運動をすること
- 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰しまたは指導しその他これに積極的に参与

すること

- 政治的目的をもって、デモ行進等を企画し、組織もしくは指導またはこれらの行為を援助すること
- 集会その他多数の人に接し得る場所でまたは拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- 政治的目的を有する文書または図画を国等の庁舎、施設等に掲示または掲示させること
- 政治的目的を有する署名または無署名の文書、図画、音盤または形象を発行し、回覧に供し、掲示もしくは配布しまたは多数の人に対して朗読もしくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作または編集すること
- 政治的目的を有する演劇を演出もしくは主宰またはこれらの行為を援助すること
- 政治的目的をもって、政治上の主義主張または政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作または配布すること
- 政治的目的をもって、勤務時間中において、政治上の主義主張または政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを着用または表示すること
- 何らの名義または形式をもってするを問わず、以上の禁止または制限を免れる行為をすること

なお、以上については、「人事院規則 14-7（政治的行為）の運用方針について（昭和 24 年 10 月 21 日法審発 2078）（人事院事務総長発）」においてさらに詳細な解釈が示されているので、そちらも適宜参照していただきたい。

(2) また、以上の他に、公職選挙法においても、公務員がその地位を利用した選挙運動をすること、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をすることが禁止されている（公職選挙法関連部分の解説参照）。

【想定される具体的事例】

以上について、教育公務員の政治的行為の制限に関する法令違反の疑いのある事例としては、例えば以下のようなものが想定される。

①候補者の推薦等

- 特定の候補者の当選を図るため、PTA 等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること
- 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与すること
- 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘したりすること

②投票の依頼または勧誘

- PTA 等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること
- 学校における児童・生徒および保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること
- 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること
- 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること
- 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること

③署名運動

- 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成または反対の署名運動をすること
- 上述の署名運動に協力するよう勧誘すること

④デモ行進

- 特定の政党または候補者などを支持しまたは反対するためのデモ行進等を企て、指導し、または援助すること
- 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること

⑤新聞、雑誌、ビラ等

- 特定の政党や候補者などを支持しまたは反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、(イ)発行すること、(ロ)回覧に供すること、(ハ)掲示しまたは配布すること、(ニ)多数の人に朗読して聞かせること、(ホ)(イ)～(ニ)の用に供するために著作しまたは編集すること
- 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布またはこれらの行為の援助を行うこと

⑥広告、ポスター、挨拶状等

- 選挙用ポスターを貼ってまわること
- 受持ちの児童生徒に選挙用ポスターを貼らせること
- 特定の政党や候補者を推薦する保護者宛ての文書を児童・生徒に持ち帰らせること
- 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などの挨拶状を配ったり、掲示したりすること
- 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること
- 選挙運動期間中、文書などについての配布または掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること
- 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること

⑦演説等

- 選挙運動のため、個人演説会または街頭で演説すること
- 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持しまたは反対する意見を述べること
- 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害

すること

⑧資金カンパ

- ・特定の政党、候補者などを支持もしくは反対するために資金カンパを求め、またはそのような資金カンパの計画立案に参加し、またはその集金を援助すること

⑨その他

- ・選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること
- ・受持ちの児童・生徒の保護者が候補者、選挙運動員または有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること
- ・勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと
- ・勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること

【地方公務員法上の措置等】

教育公務員がこれらの制限に違反した場合、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となる。一方、教特法第18条第2項において、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第110条第1項（罰則規定）の例による趣旨を含むものと解してはならないとされており、教育公務員がこれらの制限に違反した場合であっても、罰則の適用を受けることはない。

3. 特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
(特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止)

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

【規定の趣旨】

(1) 教特法第18条の他にも、教育の政治的中立を確保しようとする教育基本法第14条を具体化するものの一つとして、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（以下「中確法」という）がある。この法律は、教育職員の活動に対し直接規制を加えるものではないが、何人に対しても、義務教育に従事する教育職員を相手方として、特定の目的をもって、また特定の手段によって、政治上の一方一派に偏した教育を行

うように教唆・せん動することを禁止している。

(2) 具体的には、第3条において、以下の要件を満たした場合の教唆・せん動を禁止している。

- 教唆・せん動する者が、「教育を利用して特定の政党等の政治的勢力の伸長又は減退に資する」という目的をもって行うこと
- 教唆・せん動の手段として「学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む）の組織または活動を利用して」行うこと
- 教唆・せん動の相手方は「義務教育諸学校に勤務する教育職員」であること
- 教唆・せん動の内容とは、（イ）「義務教育諸学校の児童又は生徒に対して」行われる教育であって、（ロ）特定の政党等を支持させ、またはこれに反対させる教育であること

【用語解説】

「教育職員」

中確法第2条において、「教育職員」とは、「校長、副校長若しくは教頭（中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長、副校長又は教頭とする。）又は主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭若しくは講師をいう」とされており、国立、公立、私立の別を問わない。一方、義務教育諸学校に勤務する職員には、これらの職のほかに、養護教諭、事務職員などがあるが、これらの職員は、中確法が禁止する教唆・せん動の相手方である「教育職員」には含まれない。なお、講師は常勤であると非常勤であるにかかわらず「教育職員」に含まれる。

【罰則】

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第3条に違反した者には罰則があり、1年以下の懲役または3万円以下の罰金に処せられる（同法第4条）。

公職選挙法関連部分抜粋及び解説

1. 教育者の地位利用の選挙運動の禁止

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は，学校の児童，生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

【規定の趣旨】

選挙運動の公正を害するおそれがあるため，公職選挙法第137条の規定は，教育者（学校，幼保連携型認定こども園の長や教員）が，その地位を利用して選挙運動を行うことを禁止している。

なお，この規定は，教育者がその教育上の地位を利用しないで，一般人と同様の立場で選挙運動をすることまでも禁止するものではない。

【用語解説】

(1) 「学校教育法に規定する学校」

高等学校，中等教育学校などをいい，国立，公立，私立の別を問わない。なお，看護学校，調理学校などの専修学校，各種学校，保育所は含まれない。

(2) 「学校の長」

学校の長とは，大学の学長，その他の学校では校長などをいう。

(3) 「教員」

「学校教育法に規定する学校」および「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園」の教諭，養護教諭，助教諭，保育教諭，養護助教諭などをいい，非常勤講師も含まれる。一方，事務職員，技術職員，PTAの役職員，退職した教員は含まれない。

(4) 「教育上の地位を利用して選挙運動をする」

いかなる場合に教育上の地位利用と認めるかどうかは，最終的には個々具体の事実関係により決定されるものであるが，「教育上の地位を利用して選挙運動をする」とは，教育者たる地位に伴う影響力を利用して選挙運動を行うことを意味する。

①一般的に，「教育上の地位を利用して選挙運動をする」とは，以下のような場合である。

(ア) 教育者である立場を利用して，生徒または学生に対して直接選挙運動を行う場合

〈例〉教育者が、授業中に特定の候補者に投票するよう働きかけること

- (イ) 教育者である立場を利用して、児童、生徒または学生に対して直接選挙運動を行わせる場合

〈例〉教育者が児童、生徒または学生に対しポスターを貼らせ、候補者の氏名を連呼させ、あるいは応援演説をさせること

- (ウ) 児童、生徒または学生を通じて間接的にその保護者に働きかける場合

〈例〉教育者が特定の候補者に投票するよう児童を通じてその保護者に依頼すること

- (エ) その子弟に対する教育者としての地位を利用して直接に保護者に働きかける場合

〈例〉教育者が保護者会の席などにおいて選挙運動をすること

※ただし、保護者に対する選挙運動であっても、その教育者と保護者との個人的関係等によるもので、その児童に対する教育上の地位を利用したものと認められない場合は、含まれない。

- ②また直接担任関係にない場合であっても、以下のような場合には「教育上の地位を利用して選挙運動をする」と認められることがある。

- (ア) 同じ学校で直接担任関係にない教育者が地位利用による選挙運動をする場合

- (イ) 学校が異なっても、当該学校に入学を希望する者に対し、直接、あるいはその者を通じて間接に、その保護者等に対し当該学校の校長または教員が選挙運動をする場合

- (ウ) すでに学校を転じた教育者が旧学校の児童等に対する場合

- ③「教育上の地位を利用して」いるかどうかについては、例えば、教育者が自己の勤務する校区内において選挙演説を行っても、それだけでは地位利用とはならないが、積極的に自分の身分を明らかにして保護者に呼びかける場合や、校区内において回を重ねて選挙演説を行う場合には、「教育上の地位を利用して」と認められる場合もある。また教育者が、特定の候補者の推薦人として自己の肩書または氏名を記載したポスターをその校区内に掲示する場合も、それだけでは教育上の地位利用にはならないが、その校区内のみまたはその校区内に大部分のポスターが掲示されているような場合には、「教育上の地位を利用して」と認められる場合もある。

【罰則】

公職選挙法第137条に違反した場合は罰則があり、1年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられる。違反した場合は、刑に処せられた者の選挙権、被選挙権が一定期間停止されることとなる。

2. 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

二 (略)

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

【規定の趣旨】

選挙運動の公正を害するおそれがあるため、公職選挙法第136条の2第1項の規定は、国または地方公共団体の公務員が、その地位を利用して選挙運動を行うことを禁止している。また同条第2項において、本来選挙運動に該当しないと考えられている立候補準備行為や選挙運動準備行為など（選挙運動類似行為）であっても、公務員がその地位を利用して行うことの弊害に鑑み、地位利用による選挙運動とみなして禁止している。

なお、この規定は、公務員がその地位を利用しないで、一般人と同様の立場で選挙運動をすることまでも禁止しているものではない。

【用語解説】

(1) 「公務員」

対象となる公務員は、一般職か特別職かを問わず、また常勤か非常勤かを問わない。

(2) 「その地位を利用して」

いかなる行為が地位利用による選挙運動であるか否かは、最終的には個々具体の事例において判断されることになるが、一般的に、「その地位を利用して」とは、公務員として

の地位にあるために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便益を利用することであり、職務上の地位と選挙運動の行為が結び付いている場合をいう。例えば、

- ①補助金、交付金などの交付、融資のあっせん、物資の払い下げ、契約の締結、事業の実施、許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する公務員が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者などに対し、その権限に基づく影響力を利用する場合
- ②公務員の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算権などに基づく影響力を利用して、公務員が部下または職務上の関係のある公務員に対し、選挙に際して投票を勧誘する場合
- ③官公庁の窓口で住民に接する公務員や各種調査などで各戸を訪ねる公務員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかける場合

などが、地位利用に該当すると考えられる。

一方、単に推薦状に職名を通常の方法で記載すること、演説会において単に職名を名乗ることは直ちに地位利用にはならないが、①または②に掲げる者をもっぱら対象として行う場合は、地位利用と認められることもある。

(3) 選挙運動類似行為

特定の候補者を推薦、支持もしくはこれに反対するため、または自分が候補者として推薦もしくは支持されるために公職選挙法第136条の2第2項第1号～第5号のような選挙運動類似行為を行うことは、公務員の地位利用による選挙運動とみなされ禁止されている。

①推薦行為（第1号）

職務上関係のある団体に対し、特定の候補者の推薦決議をするように干渉することなど。

②選挙運動準備行為（第2号）

職務上関係のある出先機関、市町村長をはじめ市町村の部課長等に投票の割り当てやポスター貼りを指示することなど。

③後援団体の結成等（第3号）

外郭団体に特定の候補者の後援会に参加することを要請することなど。

④文書図画関係（第4号）

外郭団体の新聞に特定の候補者についての記事を掲載するよう指示することなど。

⑤利益供与（第5号）

特定の候補者の支持の申し出をした市町村長に対し、その見返りとしてその市町村に所管の補助金を増額交付することなど。

【罰則】

公職選挙法第136条の2に違反した場合は罰則があり、2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処せられる。違反した場合は、刑に処せられた者の選挙権、被選挙権が停止されることとなり、停止期間については、p.81の公職選挙法第137条に違反した場合と同様である。

学校における指導に関する Q&A

Q 1

政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A

- 政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育です。
- このような政治的教養を育む教育を行うに当たって、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り扱うことは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことに役に立つなどの効果が考えられます。
- 一方、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、下記のような点に留意して行うことが必要です。
 - ・政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。
 - ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。
 - ・その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日文部科学省通知）にも留意すること。
- これらの留意点を踏まえつつ、各学校において校長を中心に学校として指導のねらいを明確にしつつ取り組んでいただきたいと思います。

Q 2

政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。

A

- 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる際の留意点についてはQ1で述べたところですが、現実の具体的な政治的事象の中には、現に国会や地方議会で関連する法律案や予算案、条例案が審議されている事柄があります。
- そのような事柄は、国民や地域住民を代表する国会等において様々な論点について議論が行われており、その中で、当該政治的事象に対する多様な見解が提示されたり、新たな論点が生じたりする場合があります。
- そのため、そのような事柄を取り扱うに当たっては、学校の政治的中立性を保ちつつ、生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で冷静で理性的な議論が行われるよう留意することが求められます。
- 具体的には、一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱うことが求められます。

Q 3

授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいのでしょうか。

A

- 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に、教員は生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。そのため、生徒の話し合いが一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも考えられます。また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示する場合も考えられます。
- このように教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、

Q1 や Q2 で述べた点に留意するとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意することが必要です。

具体的には、

- 教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- 教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- 見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにする
- 見解を押しつけることとならないようにする

ことなどに注意することが必要です。

- また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要です。
- さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解させることが求められます。
- なお、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中やその直前、投票日当日など（以下「Q&A」では「選挙運動期間中等」という）に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げるようなことのないよう特に留意することが必要です（公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p.81 参照）。

Q 4

授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。

A

- 政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々の見解を取り上げる際に、現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。
- 現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が

可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、Q1～Q3で述べたような点に留意しつつ、適切に指導を行うことが求められます。

- なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、Q3で述べたとおり教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないよう、特に留意する必要があります（公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p.81 参照）。

Q5

政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいでしょうか。

A

- 政治的教養を育む教育を行う際に、現実の立法等に携わっている方（以下「政治家等」という）の協力を得ることは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことにつながるものであり、必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられます。
- その際、生徒に対しては、政治家等が言及する、政治的に対立する見解がある現実の課題に関する内容については、多様な見方や考え方があることを理解させるよう、必要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要です。
- また、政治家等との事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等から具体的な投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要です。
- なお、保護者も多様な見方や考え方をもっていることから、特定の政治家等の協力を得る場合には、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。
- さらに、議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、議会事務局等と連携し、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待されます。
- 選挙運動期間中に、首長や国会議員、地方議会議員を招いた意見交換会等を開催した場合、公職選挙法上、候補者や政党等以外の者が選挙運動のための演説会を開催することは禁止されており、その意見交換会等が選挙運動のための演説会と認められた場合は同法違反となるので注意が必要です。

政治的教養を育む教育を行う際に、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。

A

- 政治的な教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として行われるものです。その指導の中で、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒を区別する必要はありません。
- しかしながら、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満 18 歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満 18 歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。
- 特に、選挙運動期間中等に満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要です。
 - ・たとえ教育的なねらいがあったとしても、選挙運動期間中等に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること。
 - ・また、満 18 歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること（公職選挙法上の留意点等について p.48 と同様）。
- このため、満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等において、例えば、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中等に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められます。
- なお、教員については政治的に対立する見解がある課題を扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないよう留意することが必要ですが、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中等に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、

特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることをしないよう特に留意することが必要です。

Q 7

授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき事項はあるでしょうか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方的に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいでしょうか。

A

- 政治的な教養を育む教育を行うに当たっては、教室の中で自由に生徒の意見を交換できる環境を作ることが重要です。
- そのため、政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることや、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要です。
- また、根拠をもって他者を説得する論理的思考力を育むことが重要であることから、生徒が理由なく政策や政党について非難したり、また支持したりするような場合には、その旨を指摘し理由を説明させるなどの配慮が必要と考えます。
- いずれにせよ、当該授業のねらいに基づき、他の生徒の発言機会を確保し、意見に耳を傾けることができるよう適切に指導することが求められます。
- なお、選挙運動期間中等に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満18歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においてはこの点に特に留意することが必要です（公職選挙法上の留意点等について p.48 参照）。
- 一方、選挙運動期間以外においても、指導が全体として学校の政治的中立を保たれるよう教員が配慮するとともに、生徒に対しても、政治的教養を育む教育の目的とその授業の在り方について、必要に応じ説明することも求められます。

Q 8

政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A

- 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれます。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要です。
- なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q 9

政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A

- 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、関係の報道番組等を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、放送で取り上げた個々の見方や考え方について生徒に強く印象付けられると考えられる場合には、必要に応じて他の資料を使用することなどによって、取り上げた課題については様々な見解があることを生徒に理解させることが必要です。

Q 10

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいでしょうか。

A

- 実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満18歳以上の生徒に尋ねることは控える必要があります。
- また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられますが、満18歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきです。

Q11

実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

A

- 実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満18歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

Q12

住民投票が行われることになっている問題について、授業で事前に模擬投票させることについてどのように考えたらよいのでしょうか。

A

- 政治的に対立する見解がある現実の課題の中で、住民投票が行われることとなっている問題について、授業で事前に投票させることは指導方法として考えられることです。
- その際、学校の政治的中立性を確保しつつ、教育活動が行われるよう配慮することが必要ですが、保護者も多様な見方や考え方を持っていることから、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。また、住民投票は様々な形態があり、例えば、通常選挙では制限されている文書図画の頒布・掲示の制限がない場合があるなど、通常選挙とは異なる場合があります。
- それぞれの住民投票の形態に基づき可能な指導方法については、選挙管理委員会等に

問い合わせることなどにより必要な対応をとることが必要です。

Q13

我が校には外国籍の生徒がありますが、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのでしょうか。

A

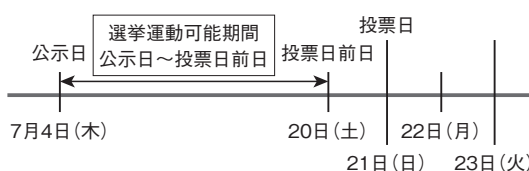
- 政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要です。
- なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満18歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことができませんので、この点に留意することが必要です。

Q14

投票日当日やその前後に満18歳の誕生日を迎える生徒の年齢計算はどのように行われるのでしょうか。また、選挙運動を行うことができるのはいつからでしょうか。

A

- 年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされています。例えば、選挙権についての満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行われることとされており、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。
- また、満18歳未満の者は選挙運動を行うことができないことから、選挙運動期間中に満18歳の誕生日を迎える者は、誕生日の前日から選挙運動を行うことができます。



※第23回参議院議員通常選挙(平成25年7月21日執行)の例

満18歳の誕生日	選挙権	選挙運動	選挙運動の注意点
7月5日(金)以前	○	○	7月4日(木)(公示日)から7月20日(土)(投票日前日)まで選挙運動を行うことができる。
7月6日(土)～21日(日)(投票日)	○	△	誕生日前日から7月20日(土)(投票日前日)まで選挙運動を行うことができる。
7月22日(月)	○	×	誕生日前日は投票日のため、選挙運動はできない。
7月23日(火)以降	×	×	

学校における補助教材の適正な取扱い

26 文科初第 1257 号

平成 27 年 3 月 4 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

学校における補助教材については、昭和 49 年 9 月 3 日文科初第 404 号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作

の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第34条第2項、第49条、第62条、第70条、第82条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

- （2）各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

- （1）学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

- （2）補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

- （3）教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

作成協力者

石津 廣司	弁護士
小倉 由紀	東京都選挙管理委員会事務局広報啓発担当課長
金井 壯太	(公財)明るい選挙推進協会調査広報部主幹
黒崎 洋介	神奈川県立湘南台高等学校教諭
桑原 敏典	岡山大学大学院教育学研究科教授
佐藤 良作	福島県選挙管理委員会事務局副主査
杉浦 真理	立命館宇治中学校高等学校教諭
高橋 朝子	東京都立戸山高等学校主幹教諭
中谷 美穂	明治学院大学法学部政治学科准教授
原田 謙介	NPO法人YouthCreate 代表理事
林 大介	東洋大学社会学部助教
藤井 剛	明治大学文学部特任教授
朴澤 ゆかり	岩手県立盛岡峰南高等支援学校長

(職名は平成 27 年 9 月 1 日現在)

私たちが拓く日本の未来【活用のための指導資料】

有権者として求められる力を身に付けるために

著 作	総務省	東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号
	文部科学省	東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号

表 紙	(株)麒麟三隻館
デザイン	(株)麒麟三隻館
イラスト	小野正統
協 力	(公財)明るい選挙推進協会 福島県選挙管理委員会

私たちが拓く 日本の未来

有権者として求められる力を
身に付けるために

活用のための
指導資料